



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

196	生活保護法による指定介護機関の廃止	(福祉保健総務課)	..... 1
197	生活保護法による介護機関の指定	( " )	..... 2
198	生活保護法による施術機関の指定	( " )	..... 2
199	指定障害児通所支援事業者の廃止	(障害福祉課)	..... 3
200	救急病院の認定	(医務課)	..... 3
201	保安林の指定予定に係る通知の相手方の所在の不明	(森林整備課)	..... 3
202	保安林の指定施業要件変更予定	( " )	..... 3
203	"	( " )	..... 4
*204	平成26年和歌山県告示第475号(和歌山県証紙売りさばき人の指定)の一部改正	(会計課)	..... 4

○ 選挙管理委員会告示

11	政治団体の届出事項の異動の届出	..... 4
12	資金管理団体の届出事項の異動の届出	..... 6
13	政治団体の解散の届出	..... 6
14	政治団体の設立の届出	..... 6
15	資金管理団体の届出	..... 7

○ 監査公表

監査公表第12号	..... 7
----------	---------

## 告 示

和歌山県告示第196号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成31年3月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社こころ	岩出市溝川292-1	ヘルパーステーションこころ	岩出市溝川292-1	訪問介護・介護予防訪問介護	平成30.5.9
株式会社メディカル・ギア・エクウィブメント	紀の川市桃山町元785-1	ホームヘルプサービスこんにちは	紀の川市桃山町最上1206-7	訪問介護	平成30.5.31
有限会社ひだまり	新宮市下田1-1-24	有限会社ひだまり	新宮市下田1-1-24	通所介護・介護予防通所介護	平成30.6.11

株式会社グリーンスマイル	紀の川市名手市場1469-2	訪問看護ステーショングリーンスマイル	紀の川市名手市場1453-2	訪問看護・介護予防訪問看護	平成30.6.30
株式会社グリーンスマイル	紀の川市名手市場1469-2	ケアプランセンターグリーンスマイル	紀の川市名手市場1453-2	居宅介護支援事業	平成30.6.30

## 和歌山県告示第197号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成31年3月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社ころ	岩出市森140-13	ヘルパーステーションころ	岩出市森140-13	訪問介護・介護予防訪問介護	平成30.5.10
株式会社メディカル・ギア・エクウィPMENT	紀の川市桃山町元785-1	ホームヘルプサービスこんにちは	紀の川市桃山町元764-1	訪問介護	平成30.6.1
株式会社グリーンスマイル	紀の川市東野70-1	訪問看護ステーショングリーンスマイル	紀の川市東野70-1	訪問看護	平成30.7.1
株式会社グリーンスマイル	紀の川市東野70-1	ケアプランセンターグリーンスマイル	紀の川市東野70-1	居宅介護支援事業	平成30.7.1

## 和歌山県告示第198号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成31年3月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	氏名	住所又は名称及び所在地	指定年月日
橋柔新4-30	高津秀紀	こうづ鍼灸整骨院（柔道整復） 橋本市橋谷502-2	平成30.7.2
橋柔新5-30	瀬田圭佑	紀の川市西三谷101（柔道整復）	平成30.7.2
橋柔新6-30	山口美祐	橋本市菖蒲谷255（柔道整復）	平成30.7.2
橋は新10-30	高津秀紀	こうづ鍼灸整骨院（はり・きゅう） 橋本市橋谷502-2	平成30.7.2
橋は新11-30	瀬田圭佑	紀の川市西三谷101（はり・きゅう）	平成30.7.2

田柔新 8-30	赤銅三宜	ひまわり鍼灸接骨院(柔道整復) 田辺市宝来町8-43	平成 30.7.2
田は新 11-30	赤銅三宜	ひまわり鍼灸接骨院(はり・きゅう) 田辺市宝来町8-43	平成 30.7.2
日柔新 6-30	井崎浩城	いざき接骨施術院(柔道整復) 日高郡美浜町浜ノ瀬188	平成 30.7.2

**和歌山県告示第199号**

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の20第4項の規定に基づき指定障害児通所支援事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

平成31年3月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所 番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援 の種類	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	廃止 年月日
3050100 530	特定非営利活動 法人クロネット	和歌山市松江中3-7 -10	保育所等訪問支援	特定非営利活動 法人クロネット	和歌山市松江中3-7- 10	平成 31.1.31

**和歌山県告示第200号**

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成31年3月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 名称 海南医療センター
- 2 所在地 海南市日方1522番地1
- 3 有効期限 平成34年3月1日

**和歌山県告示第201号**

平成31年和歌山県告示第115号(以下「告示第115号」という。)で告示した保安林の指定予定に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成31年3月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 所在が不分明である通知の相手方  
古久保亀之丞  
古久保文弥  
古久保武八郎  
古久保康治
- 2 保安林予定森林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件  
告示第115号のとおり

**和歌山県告示第202号**

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成31年3月5日

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
田辺市(次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 和歌山県告示第203号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成31年3月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 紀の川市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び那賀振興局農林水産振興部林務課並びに紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 和歌山県告示第204号

平成26年和歌山県告示第475号(和歌山県証紙売りさばき人の指定)の一部を次のように改正する。

平成31年3月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

表住所の欄中「東京都豊島区東池袋三丁目1番1号」を「東京都港区芝浦三丁目1番21号」に改める。

### 選挙管理委員会告示

#### 和歌山県選挙管理委員会告示第11号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成31年3月5日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

## 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日
自由民主党自由同 和会和歌山県支部	谷口清次	代表者	谷口清次	北橋雅也	平成 31.1.21
自由民主党和歌山 県ちんたい支部	山下忠文	会計責任者	片岸里佳	住友淳一	平成 31.1.9

## その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日
和歌山県農政連盟	次本圭吾	会計責任者	谷口昌明	小川純生	平成 31.1.1
輪友会	青松直仁	代表者	青松直仁	田中太智	平成 31.1.8
		会計責任者	川崎慎介	青松直仁	平成 31.1.8
ふじ本まり子後援 会	飯塚忠史	代表者	飯塚忠史	藤井幹雄	平成 31.1.1
仁坂吉伸日高川町 後援会	久留米啓史	主たる事務所の 所在地	日高郡日高川町江川463- 1	日高郡日高川町大字下田 原259番地1	平成 31.1.7
		代表者	久留米啓史	市木久雄	平成 31.1.7
西牟婁郡医師連盟	中北和夫	代表者	中北和夫	松尾清次	平成 30.5.12
竹内やよい後援会	竹内弥生	会計責任者	林知恵利	竹内知恵利	平成 31.1.5
間所正好後援会	岡山重人	代表者	岡山重人	間所義次	平成 31.1.11
佐藤武治後援会	前芝雅嗣	代表者	前芝雅嗣	西村秀士	平成 31.1.15
		会計責任者	田仲康慧	佐藤やよ美	平成 31.1.15
西前けいいち後援 会	寺本均	主たる事務所の 所在地	東牟婁郡古座川町高池81 2番地1	東牟婁郡古座川町高池81 2-1	平成 31.1.27
		会計責任者	淡佐口正晴	柿本茂和	平成 31.1.27
北山慎一後援会	小川勝美	代表者	小川勝美	北山慎一	平成 31.1.30
		会計責任者	黒山紀男	北山健二	平成 31.1.30

玉木ひさと後援会	星畑克己	主たる事務所の所在地	有田市古江見15番地 ロビル3F	川 有田市宮原町道333-2	平成 31.2.1
片桐章浩後援会	家本貴広	代表者	家本貴広	仮屋智紀	平成 31.2.7
		会計責任者	津守勤	松嶋清	平成 31.2.7
古川まさのり後援会	古川祐典	主たる事務所の所在地	和歌山市鳴神960-4	和歌山市秋月198-5	平成 31.2.9

和歌山県選挙管理委員会告示第12号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成31年3月5日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
古川祐典	古川まさのり後援会	主たる事務所の所在地	和歌山市鳴神960-4	和歌山市秋月198-5	平成 31.2.9

和歌山県選挙管理委員会告示第13号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成31年3月5日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
にじいろ和歌山	花田恵子	平成 30.12.10
芦谷泰臣後援会	芦谷泰臣	平成 31.1.24
北岡佐市後援会	北岡啓二	平成 30.12.31

和歌山県選挙管理委員会告示第14号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成31年3月5日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類(第1号)	公職の候補者の氏名	公職の種類(第2号)	届出年月日

藤井みきお後援会	藤井幹雄	藤井静雄	和歌山市七番丁11-1 アラスカビル5F	参議院議員	藤井幹雄	参議院議員	平成31.1.8
----------	------	------	----------------------	-------	------	-------	----------

## 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
やぶうち美和子後援会	塩崎治	細田春美	日高郡美浜町大字和田字西村1210-3	平成31.1.4
北山慎一後援会	北山慎一	北山健二	岩出市東坂本392-4	平成31.1.7
もりもと敏弘後援会	小川明男	谷岡元武	日高郡美浜町田井417-1	平成31.1.7
ひさずみけんと後援会	山本浩	棚野さえ子	有田郡湯浅町湯浅1696番地11	平成31.1.7
野田さとし後援会	太田繁雄	面保義孝	日高郡由良町畑210番地	平成31.1.11
中谷茂生後援会	中谷茂生	中谷茂生	日高郡由良町大引688	平成31.1.16
小林ひでのり後援会	小林秀徳	折口昌輝	和歌山市森小手穂310番地	平成31.1.17
和歌山の未来をつくる会	寺口一廣	池辺泰男	和歌山市畑屋敷中ノ丁5 和綿ビル3F	平成31.1.18
山本大後援会	山本秀輝	見上春己	日高郡由良町大字江ノ駒36-1	平成31.1.18

## 和歌山県選挙管理委員会告示第15号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成31年3月5日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
藤井幹雄	参議院議員和歌山県選挙区	藤井みきお後援会	和歌山市七番丁11-1 アラスカビル5F	平成31.1.7
赤松良寛	和歌山市議会議員	元気・和歌山市の実現を推進する会	和歌山市中之島1260	平成31.1.29

## 監 査 公 表

## 和歌山県監査公表第12号

平成30年12月25日付け監査報告第17号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成31年3月5日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一  
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う  
 和歌山県監査委員 中 村 裕 一  
 和歌山県監査委員 中 本 浩 精

1 日高振興局地域振興部

監査実施年月日 平成30年11月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行った結果、両者に相違があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 前渡資金受払計算書において、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 「物品管理簿に記載されている備品の現在高」と「現物」については、平成29年度中に照合を終え、相違が確認された備品については事務処理を完了した。                      今後は、適正な事務処理を行うよう、職員に周知徹底し、再発防止に努める。</p> <p>(2) 支出事務の適正な執行に向け、前渡資金受払計算書の事務処理手続を職員に周知徹底し、再発防止に努めている。</p>

2 日高振興局健康福祉部

監査実施年月日 平成30年11月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 生活保護費返還金の未収金については、平成29年度末で約842万円となっており、前年度末に比し約32万円減少している。                      今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未納者の現状を把握し償還指導を行うなど、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成29年度末で約189万円となっており、前年度末に比し約16万円減少している。                      今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未納者の現状を把握し償還指導を行うなど、適切な債権管理に努められたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 生活保護費返還金の未収金については、平成29年度末の未納案件51件のうち20件(19名)が現在も保護受給中であるものの、償還指導を行った結果、毎月少額ではあるが、未収金が返還されている。                      既に保護廃止になっている31件(18名)については、文書又は訪問による償還指導を行っているが、いずれも資力の無い世帯であり全額徴収には至っていない。                      今後とも、面談や文書による督促、催告など法令に基づき適切な償還指導を行っていく。                      なお、過年度の未収金については、平成30年12月末までに約22万9千円が返還されている。                      併せて、生活保護の不正受給防止については、被保護者から年1回以上の頻度で収入申告書や資産申告書を徴取するとともに、毎年実施している所得調査、年金調査等により所得の把握に努めている。</p> <p>(2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、滞納者の現状把握を行い、訪問、電話、手紙等により、償還指導に取り組んでいる。                      この結果、平成30年12月末までに約17万3千円が返還されている。                      平成29年度末時点の滞納者は6名で、滞納理由は病気や経済的理由によるものであるが、電話や訪問等の償還指導により、少額ながらも返還されている。                      なお、新規貸付けについては、本貸付金の目的や償還について、申請人、連帯借主及び連帯保証人に十分説明し認識を高めることにより、未償還金の発生の防止に努めるとともに、滞納者に対しては引き続き指導強化を図っていく。</p>

3 日高振興局農林水産振興部

監査実施年月日 平成30年11月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置



注意事項

- (1) ナラ枯れ被害対策（誘引捕殺）事業について、契約保証金免除申請書に契約実績として認められない契約書が添付されたまま事務処理を行っていたので、適正に処理されたい。
- (2) 契約保証金において、歳入歳出外現金の受入れの決定前に歳入歳出外現金提出通知書を発行していたので、適正に処理されたい。

注意事項

- (1) 契約保証金免除の要件を誤認していたことによるものであったため、職員に適正な事務処理を行うよう周知徹底し、再発防止に努めている。
- (2) 契約保証金に係る歳入歳出外現金受入れの手続を誤認していたことによるものであったため、職員に適正な事務処理を行うよう周知徹底し、再発防止に努めている。

4 日高振興局建設部

監査実施年月日 平成30年11月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 土木使用料（公営住宅）の未収金については、平成29年度末で約237万円となっており、前年度末に比し約101万円減少している。 今後も未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</li> <li>(2) 港湾・海岸占用料の未収金については、平成29年度末で約32万円となっており、前年度末と同額となっている。 今後も未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</li> <li>(3) 港湾・海岸占用料の収入調定について、減額した収入調定票を保存していなかったため、適正に処理されたい。</li> <li>(4) 県営住宅の家賃の収納において、債務者名を誤った納付書を交付したまま、正しい納入者に収入金を充当している事例があったため、適正に処理されたい。</li> <li>(5) 支出席負担行為の決裁において、出納機関への合議がなされていない事例があったため、適正に処理されたい。</li> <li>(6) 漁港整備工事において、軽易な変更でない工事の設計変更を工期末に行っている事例があったため、適正に処理されたい。</li> <li>(7) 建設工事請負変更契約において、原契約の解体工事に要する費用等が変更されていないにもかかわらず、変更契約書に変更する条項として記載している事例があったため、適正に処理されたい。</li> <li>(8) 平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行った結果、両者に相違があったため、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。</li> </ul> <p>検討事項</p> <p>廃川敷地の処理について、平成29年度末現在で未処理となっているものが29箇所（筆）あるが、適正な管理に努めるとともに売却や一定の条件を付けて貸し付けるな</p>	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 委託管理人との連携を密にし、未納者の納付状況を把握するとともに、未納者への電話による指導により未納金の納付を働きかけるなど、適切な債権管理に努めている。 また、滞納者に対しては、面談や文書により督促を行うなど、生活状況を勘案しながら未納金の円滑な納付に向けて取組を進めている。</li> <li>(2) 未納者に対し、経営状況等を勘案して分納による納付を認めていたが、経営状況の悪化により未収金の返還が困難となり、現在、未納者において司法書士に委託し、破産申立等の手続の準備が進められている。 現在に至るまで、預金調査や現地調査等を行ったが、差押可能な財産等の存在が確認できないため、今後は司法書士との連絡を密にし、当該未納者の財産調査、裁判所への交付要求等の措置を講じることにより、未収金の回収に努める。</li> <li>(3) 占用面積の変更に伴い占用料の減額調定を行い、処理経過の記録は残していたが、減額した収入調定票を保存していなかったことによるものである。 今後このようなことのないよう、適正な事務処理を職員に周知徹底した。</li> <li>(4) 今後このようなことのないよう、納付書発行時における氏名の確認の徹底等、適正な事務処理について職員に周知徹底した。</li> <li>(5) 和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）に基づいて、適正な事務処理を行うよう、職員に周知徹底した。</li> <li>(6) 工事の設計変更が必要となる場合には、速やかに適正な事務処理を行うよう、職員に周知徹底した。</li> <li>(7) 今後このようなことのないよう、適正な事務処理について職員に周知徹底した。</li> <li>(8) 備品の現在高と現物との相違については、不用品処分等適正に処理を行い、物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合を完了した。 今後は、備品の管理を徹底し、物品管理簿の記載と現物に相違が生じることのないよう努める。</li> </ul> <p>検討事項</p> <p>王子川の29箇所（筆）については、価格面で折り合わないことから売却には至っていない。 今後は、条件等の検討を進め、処理が完了するまで適</p>

どの方策を検討されたい。

正な管理に努める。

5 和歌山県立日高高等学校・附属中学校

監査実施年月日 平成30年11月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行った結果、両者に相違があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物に相違がないよう、適正に処理を行った。</p> <p>今後は、適切な備品管理を行うよう、職員に周知徹底した。</p>

6 和歌山県立南部高等学校

監査実施年月日 平成30年11月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 浄化槽保守点検等業務委託について、休止している浄化槽を対象に含めていたので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 消防用設備の点検で不良箇所があるにもかかわらず、改善されていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 今後は、休止している浄化槽等を保守点検等業務委託の対象に含めることのないよう、職員に周知徹底した。</p> <p>また、保守点検等業務の仕様書の作成に当たっては、現状を確認し、把握した上で行うよう、職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 指摘された不良箇所については、速やかに改善を行った。</p> <p>今後は、点検により不良箇所が判明した場合は、速やかに改修等を行うよう、職員に周知徹底した。</p>